

# 吉富町国民保護計画

## (概要版)

平成19年2月  
吉 富 町

# 吉富町国民保護計画の概要

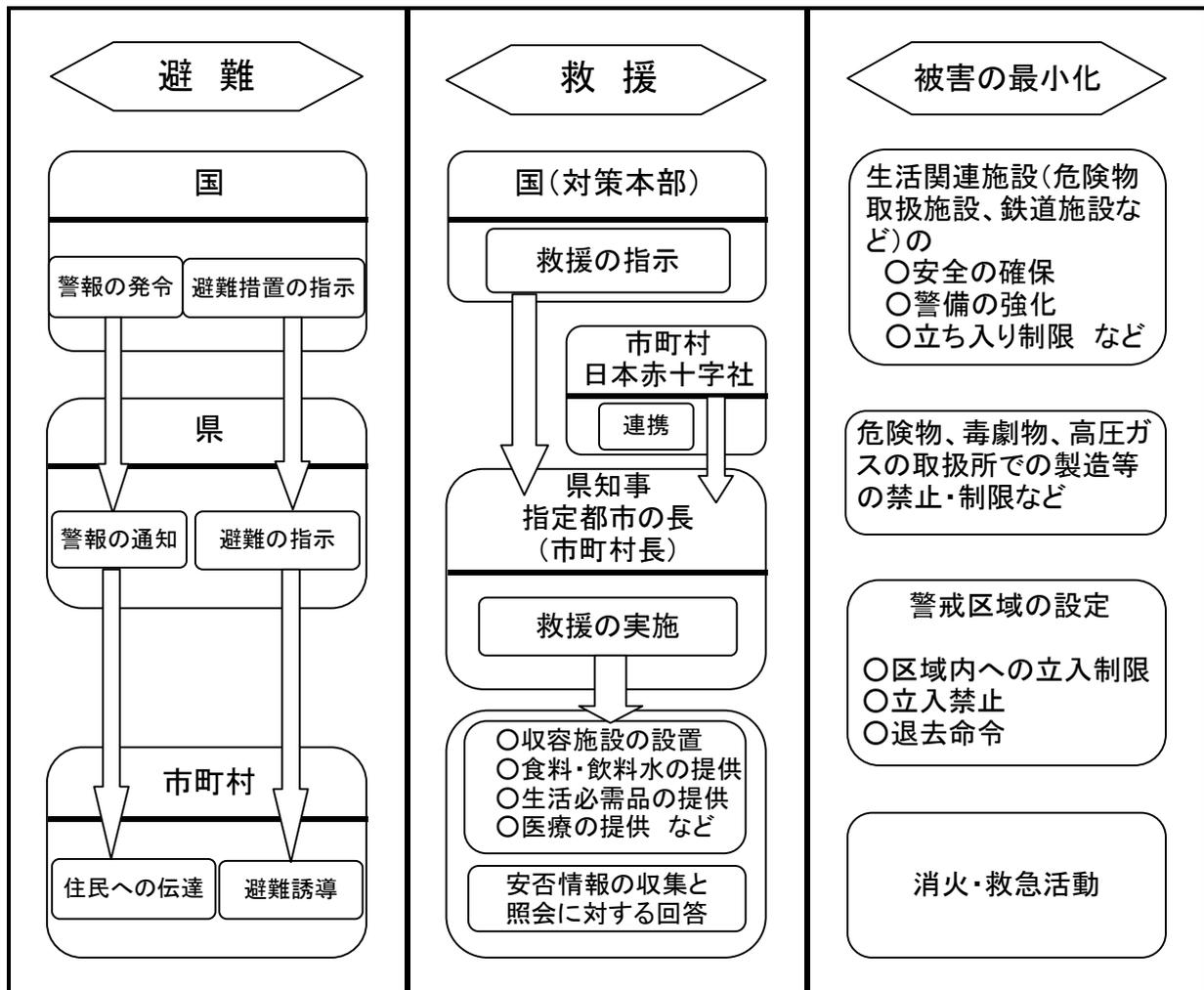
## 1 国民保護とは

「国民保護」とは、我が国に対する武力攻撃や大規模テロなどが行われた際に国民の生命、身体及び財産を保護し、その影響が最小となるようにするための仕組みのことをいいます。国民保護における国・地方公共団体の責務や役割分担など具体的な内容を規定した法律が「国民保護法」です。

国民保護法においては、「避難」「救援」「被害の最小化」の3つの措置が大きな柱とされています。

国は武力攻撃やテロなどから国民の生命・身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令し、危険な状態になったことを知らせることとなっています。

そして、国や県、町などの関係機関が連携協力し、住民への情報提供、避難誘導、避難所の開設、救援物資の配付、救助・医療活動などの措置に的確かつ迅速に取り組むこととしています。



## 2 計画策定にあたってのこれまでの経緯

平成15年	6月	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）」成立
平成16年	6月	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」成立
平成17年	3月	政府の「国民の保護に関する基本指針」閣議決定
平成18年	1月	「福岡県国民保護計画」策定
	3月	「吉富町国民保護協議会条例」等制定
	9月	第1回吉富町国民保護協議会（諮問）
	10月	第2回吉富町国民保護協議会（素案協議）
	11月	県との事前相談開始（1月17日終了）
平成19年	2月	第3回吉富町国民保護協議会（答申）
		県との正式協議開始（5日～19日）
		「吉富町国民保護計画」策定

## 3 計画策定の基本的考え方

### ○計画策定の目的

町は住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、武力攻撃事態等において、町の責務を明らかにし、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために計画を策定します。

### ○町の責務

町は、武力攻撃事態等において、町の国民の保護に関する計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施します。また、町の区域で関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

### ○基本的な留意事項

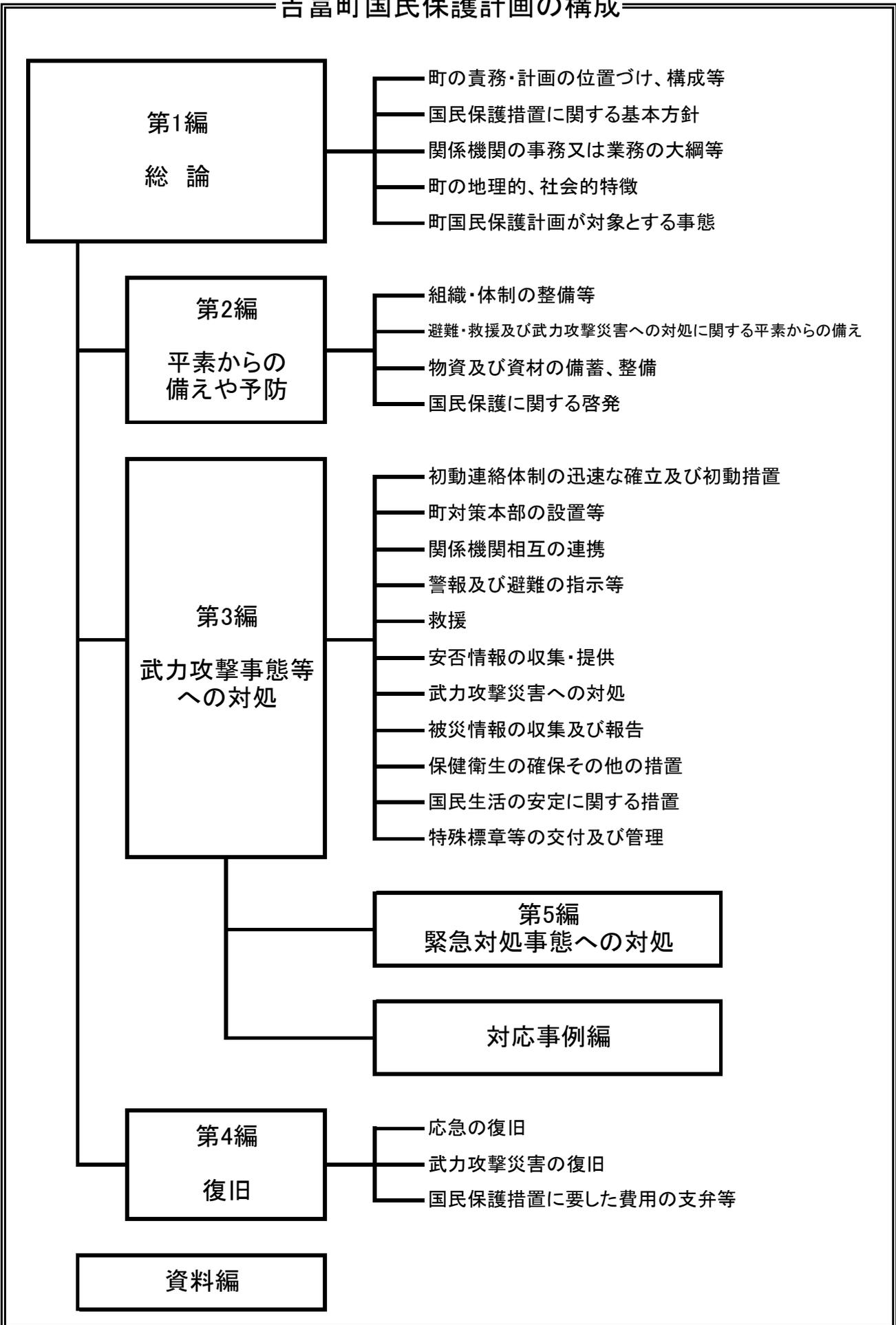
政府の基本指針と同様、計画全体を通じて以下の点に留意します。

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8 国民保護措置に従事するものの安全の確保

## 4 計画の構成

吉富町国民保護計画の構成を図にして、次ページに示します。

# 吉富町国民保護計画の構成



## 5 計画の特徴

吉富町国民保護計画の主な特徴については、以下のとおりです。

### 1 法令、国・県の計画等を基本に作成

- ・国民保護法その他の関係法令、政府の「基本指針」、「福岡県国民保護計画」及び消防庁から提供された「市町村国民保護モデル計画」を基本として計画を作成

### 2 地域の実情に配慮

- ・県域を超えた避難等における他県の関係機関との連携の確保
- ・狭い町域、道路幅のため町内の避難は基本的に徒歩で移動
- ・海と川に三方を囲まれた地形に留意し、避難実施要領を作成

### 3 災害対策などの既存の仕組みの有効活用

- ・「国民保護計画」に記載がない場合「地域防災計画」に基づいた措置を実施
- ・「国民保護対策本部」の体制と「災害対策本部」の体制との整合性を確保
- ・既存の防災無線の有効活用と機能強化

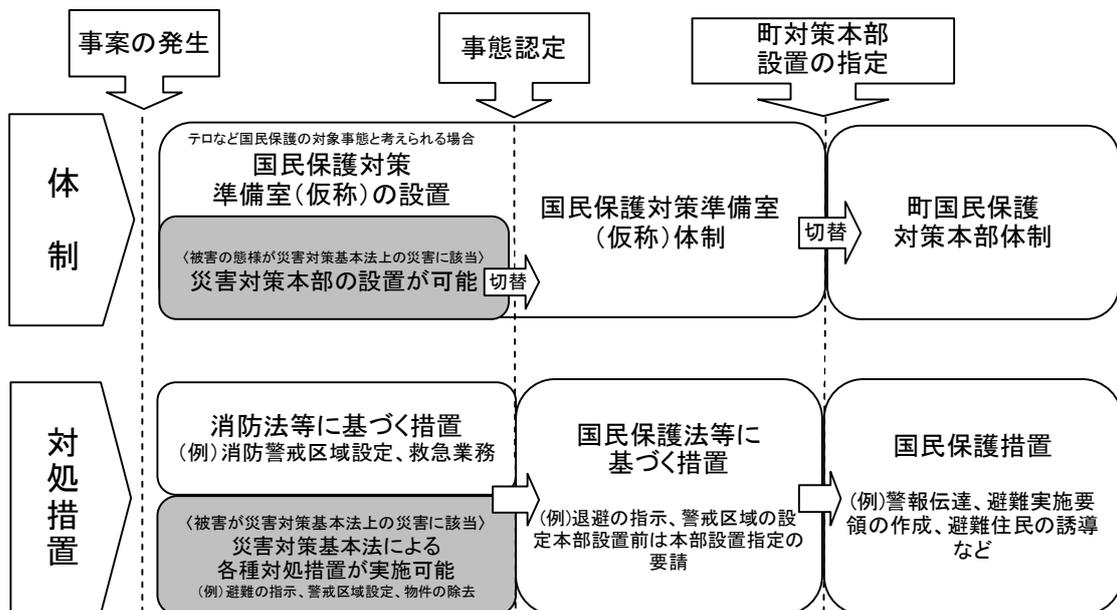
### 4 対象となる事態とその留意点について記述

- ・町計画の対象となる武力攻撃事態と緊急対処事態について、県計画にならない、本町の地理的特徴もふまえ、特徴と留意点を記載

### 5 「国民保護対策準備室（仮称）」等の設置による初動体制の確保

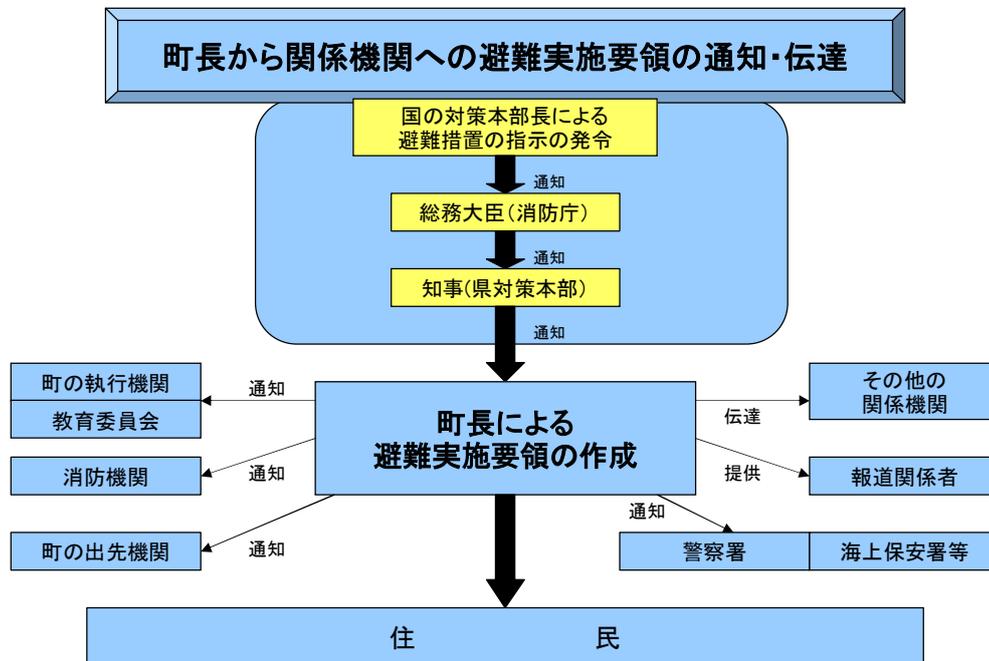
- ・事案発生を把握した段階で速やかに「国民保護対策準備室（仮称）」の設置
- ・災害対策基本法上の災害に該当する場合には「災害対策本部」の設置

【事態の状況に応じた組織体制と対処措置】



## 6 避難住民の誘導等に関する記述の充実

- ・屋外、町内、町外、要援護者の避難についてそれぞれの避難の方法の基本的考え方を掲載
- ・避難実施要領の作成、避難住民の誘導の際の留意事項を掲載



### ※避難の措置を実施する主な関係機関

町、県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関 など

### ※避難の実施等に関連する主な町内の関係機関

- ・自治会（自治会内の住民の避難誘導についての必要な援助等）
  - ・消防団（住民の避難誘導等）
  - ・社会福祉協議会（要援護者の支援等）
  - ・農業協同組合、漁業協同組合、商工会（警報の伝達等）
  - ・病院（医療の提供等）
  - ・学校（学校単位での避難の実施等）
- など

## 7 要援護者への配慮

- ・災害時要援護者支援班の設置
- ・社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等との協力
- ・「災害時要援護者支援プラン」の作成
- ・避難実施要領作成時における災害時要援護者の避難方法についての配慮